

第4回国語分科会国語課題検討小委員会・議事録

平成24年7月13日（金）
10時00分～11時58分
文化庁・特別会議室

〔出席者〕

（委員）林主査，内田副主査，岩澤，影山，鈴木（泰），関根，出久根，東倉，
納屋各委員（計9名）
（文部科学省・文化庁）早川国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第3回国語分科会国語課題検討小委員会・議事録（案）
- 2 「常用漢字表の手当てについて」の論点

〔参考資料〕

- 1 文化審議会答申「改定常用漢字表」
- 2 「異字同訓」の漢字の用法（国語審議会漢字部会，昭和47年6月28日）
- 3 同音の漢字による書きかえ（国語審議会報告，昭和31年7月5日）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料2及び参考資料1，2，3の説明があり，説明に対する質疑応答の後，配布資料2の論点1，論点2，論点3，論点4の順に自由な意見交換を行った。
- 4 次回の国語課題検討小委員会は9月に開催されること，また，開催日を決めるために事務局から近日中に各委員に対して，日程調整表を送付することが確認された。
なお，9月以降の国語課題検討小委員会の開催日については，決まり次第事務局から各委員に連絡することが併せて確認された。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○林主査

ただ今の氏原主任国語調査官の御説明に対して，御質問等ございますでしょうか。

特になければ，これから協議に入りたいと思います。本日はただ今の御説明を受けて，配布資料2の論点ごとに御意見を伺いまして，今，お話がありましたように，来期以降の課題として残すかどうかという方向性を出していきたいと考えておりますので，どうか，いつものように遠慮なさらずに，御自由に御意見を頂戴したいと思います。

まず，順番で，論点の1から伺いたいと思います。論点の1というのは，これまで当用漢字表，それからこの前の常用漢字表，今回の改定常用漢字表と状況を見ながら，やはり実態と合わなくなっているの，見直しが必要だろうという判断をしてみました。

ただ，結果としまして，大体30年ぐらいの間隔で漢字表の改定が行われてきたという

ことはございますけれども、これは結果としてそうなっているということでありまして、計画的に30年で見直すということになっているわけではございません。

先ほどの御説明の中で改定常用漢字表の答申前文を御覧いただきましたが、そのような考え方が既に出ておりますので、ここの、ア、イ、ウの辺りを参考にされながら、どんな観点からでも結構ですので、御意見を伺えたらと思います。

○鈴木（泰）委員

ちょっとはつきりしないんですけど、当用漢字表の後、表外漢字の字体についての答申が出ていますよね。それは常用漢字表になる前ですよ。あれは恐らく当用漢字表以降、もう少し漢字表の改定を早く考えていれば、その時に例えば一緒に問題にするとか、そういう可能性があったものではないかと思うのです。

つまり、常用漢字表そのものの見直しを余り先に送ると、^ひ弥縫策というのか、そういうのが必要になってくるということは、今回の場合なんかはないでしょうか。

○氏原主任国語調査官

今おっしゃったのは、表外漢字字体表のことですね。この字体表は、平成12年12月8日に答申したものです。表外漢字字体表の「表」とは、昭和56年の常用漢字表のことを指していますので、昭和56年の常用漢字表に入っていない漢字で、字体に問題があると考えられるものについて、標準の字体を示したものです。あの頃、非常に話題になっていたのは「鷗」という字です。森鷗外の「鷗」です。パソコンやワープロなどの情報機器が広く使われるようになった頃で、ここでは詳しいことは申し上げませんが、情報機器はJISの規格に基づいて漢字が搭載されています。

最初のJISが1978年、昭和53年に出ています。第1次規格です。その5年後の1983年、昭和58年に第2次規格が出るんですが、第1次規格と第2次規格で字体が変わったものが、細かいものまで入れると300くらいあります。その一番大きな代表例としてよく話題になっていたのが「鷗」です。78年には普通の、中に「品川」の「品」が入る、口三つの「鷗」だったんですけど、83年にはいわゆる「バツカモメ」とか「メカモメ」と言っている「メ」の形の「鷗」に変更されました。

そういった字体の変更が行われたものですから、83年の新しい規格に基づいた機器で「カモメ」を打ち出すと、「バツカモメ」しか出ない。当時、これを所掌していた通産省の工業技術院には非常に多くの苦情が寄せられたと聞いています。また、学校教育からも非常に困るという声が上がった。というのは、辞書を引かせても、国語辞典でも漢和辞典でも、それから教科書でも参考書でも、全て口三つの「鷗」になっているのが、子供たちに打たせてみると、機器からは「バツカモメ」しか出てこない。ある時期からはどんどん学校教育の中に機器が入ってきました。そういうようなこともあって、これは非常に問題だということで、字体に問題のある、つまり常用漢字表に入っていない漢字は標準の字体が決まっていませんでしたので、それで表外漢字字体表が作成されたのです。字体に問題のあるものを中心に、どれが標準の字体なのかを示した字体表を答申したわけです。

でも、今おっしゃったように、その時にもっと先の見通しを立てて、常用漢字表を先に見直して、問題になりそうな漢字が取り込まれていたとすれば、その段階で「カモメ」が入るかどうかわかりませんが、仮に「カモメ」が入っていれば、常用漢字の字体として示されるわけですから、そのような字体の問題は起きなかったかもしれません。

ですから、今回は、正におっしゃったとおり、そういうことも含めて、そういう反省を生かしていくために、もうちょっときちんと定期的に見直していくことを考えたらどうかという提案が改定常用漢字表の審議過程であって、それを受けて、具体的にどうするかを

今後の課題として残すかどうかを検討していただくということです。

○林主査

よろしいですか。

○鈴木（泰）委員

はい。

○林主査

ほかに何か御質問があれば、お願いします。いかがでしょうか。東倉委員，どうぞ。

○東倉委員

今回の見直しで，結果的には30年ぐらいになった。それで，ここに例が挙がっているのは5年，10年という例が挙がっているわけですけど，今の実態の調査をやって，それから見直しの検討をやって，それでそれが定着するかという一連の漢字を見直したときの経過を考えると，5年というのは最低限の時間であって，しょっちゅう見直していかなければいけないというのが5年だと思うのです。

ですから，5年で見直すとなると，非常に的を絞って，何か一部のところだけを都合が悪くから見直しましょうということになる以外にはないかなと…。30年は長過ぎるから定期的に，今後は見直しが必要ではないかということで考えると，10年ぐらいで見直すということになるのかなと，可能性としては思うわけです。

○林主査

少し議論に入ってまいりましたので，御質問は，鈴木委員の御質問以外にはないように入りますので，今の東倉委員の御発言を，言わば入り口にして，論点の1について御意見を伺いたいと思いますが，出久根委員，どうぞ。

○出久根委員

私は，5年とか10年という期間を置くというよりも，何か不都合なことが生じた場合に，そういう問題が生じた場合に見直せばいいのではないかと思います。そういう問題が起きない限りは，期間についてはこのままでよろしいのではないのでしょうか。

○林主査

機会についてですね。

○出久根委員

期間ですね。

○林主査

期間ですか。

○出久根委員

ええ。定期的に見直すかどうかということでは，格別，もしそんなことが起きたときにはやっぱり対処しなければなりませんから，集まってやらざるを得ないでしょうから…。そうでもない限りは，どうでしょうか，定期期間を置くということは，何かアリバイ作り

みたいな感じがしますしね。

○林主査

分かりました。ほかに。関根委員。

○関根委員

見直しは必要だと思うのですけれども、やはり、余り頻繁にやると混乱する。つまり、飽くまで目安とはいうものの、これを基にしている新聞でも放送でも出版なんかでもそうのですけれども、そういうところがありますから、そうすると、そのたびにかなりいろいろなことを決め直さなければいけないので、混乱するということはあると思います。

それから、出久根委員のおっしゃったことは私も賛成で、そのためには、まず常用漢字に入れる選択条件というのですか、そういうものをもうちょっときちんとしておいたらどうかと思うのです。今回は、例えばいろいろな調査とかに基づいて総合的な判断というのがありますけれども、今回の常用漢字の過程を見ても、世間に大分誤解があるような気がするのです。なんでこの字が入らないのかとか。例えば使われているからではなくて、常用漢字に入れば広く使われるようになるのではないかという誤解であるとか、あるいはある一部の固有名詞的なものについて入れてほしいと言ったり、そういう誤解が大分あると思うので、その辺をもうちょっときちんと、常用漢字とはこういうものであって、こういう条件が満たされたときには速やかに入れるというような、まずそちらを先に議論したらどうかと思います。

○内田副主査

今までの御意見を踏まえて、折衷案みたいな感じですがけれども、やはり見直しが必要なときに見直すとしても、やっぱり必要を感じるということのが、非常に曖昧でございますので、やはり5年くらいのスパンで見直さなければいけないかどうかというところを一応振り返るような機会を設ける。

そして、もう一つ、選択条件というのはここにも書いてございます。新しい平成22年のものにはっきりとありまして、造語力とか、それから、やっぱりどのくらい社会が必要としているか。それから情報機器が変化したことによって見直すのであるというような、飽くまでもこれは目安ですよと書いてございますので、選択条件については問題なかろうかと思います。

ただ、誤解はあるので、非常に簡単な形で、それこそホームページなどにこれを非常に簡潔な形で提示するということで対応したらどうかと思うのですが、見直しの選択条件とは別に、見直しの基準です。やはり今の選択条件とも関連してきますけれども、どういう問題が生じたときに見直すのだというのも、一応簡単に掲載してはどうかと思います。

今までの御意見を合わせたような形でございますけれども、いかがでしょうか。

○林主査

ちょっと一つ気になりますのは、見直しというのは、改定するというふうを考える場合と、見直した結果として改定する必要があるなければ改定しない場合があるということです。ただ、見直しだけは常時しておかないと、実態と、この表が離れてくるという、その距離が大きくなる可能性があるので、見直しだけは定期的にやっておく。改定するかしないかは、その結果に基づいて議論する話であるという。

ここの辺りは、実はこれを議論している頃から、時々両方の考え方が交ざり合ったようなことがございまして、例えば、見直しというよりも、言わば定期的な調査と言った方が

はっきりするかもしれません。調査をしておいて、それでそれに基づいて、もし見直しが必要であると判断するような場合には、会議を開いて、皆さんの御意見を伺う。しかし、かなり実態と食い違いというのがあっても、皆さんの御意見が、この程度なら特にそんなに頻繁に改定する必要はないだろうということになれば、改定はされない。それを見て、やっぱりこれは直しておいた方がいいねということになれば、改定に進むということですので、見直しというのは、要するに改定するかしないかの議論をする、その前提になる、言わば調査みたいなものだと考えて、御議論いただけると整理できるかなと思いますが、そういうことで、更に御意見があったらお伺いをしたいと思います。

○岩澤委員

よろしいでしょうか。

今回の改定の際には、出版物の出現率というのがかなり重視をされたと思うのですけれども、前にも私、ちょっと紹介しましたが、高校生の漢字の調査というのを私どもの関係機関でやったときに、やっぱり読むことができない字、書くことができない字というのは、高校生で相当あるわけです。

ですから、以前にも林主査が、今回は書くことができる、読むことができるというのを最優先で重視したわけではないということで、これまでも御説明になっているんですが、やはりその辺りの、日本人の漢字を読む力、書く力というのをどこかできちんと調査をした上で、それも議論の中に組み込んでいくべきではないかなと私は思っているのですが、どういう調査をやるのかというのは、きちんと議論をしなければいけませんけれども、即高校生でいいということにはならないかもしれませんが、そういうことも含めて考えれば、5年というのはとても無理な感じかなと…。

ただ、5年か、10年かと、本当はそういう話ではないのかもしれないのですが、おおよそ10年ぐらいをめでにきちんと調査をして、日本人にどのくらいの国語力があるのか。国語力というか、漢字の読む力、書く力があるのかというのを調査したらどうかなという提起です。

○林主査

ありがとうございました。

○納屋委員

よろしいですか。

○林主査

はい、どうぞ。

○納屋委員

常用漢字表の改定があったのは、平成22年なんですけれども、教育の現場は、今年度やっと高等学校の段階でそれを適用していこうという状況なんです。大学入試の取扱いからしたら、27年度からの入学生からということなわけですから、やはり身に付けていくことを考えますと、時間がすごく掛かっている。ですから、5年で調査ということ自体がやはり不自然な感じは受けます。

ただ、では10年か。結局30年辺りのところで当用漢字表から常用漢字表に、それから常用漢字表から、新しい常用漢字表にという、こういう戦後の動き、大体のやってきている感覚からしたら、30年に一度というのは何らかの変化が、社会的な変化もあって、

そういうことがなされてきているのかなと、大ざっぱな言い方で考えてみるわけです。

10年のところで一つ何かまとまった、それを実施する側から10年というのは非常に大変で、ちょっとこんな例で申し訳ないのですが、ガス、水道みたいな日常のライフラインですと、何か定期的な検針とかで測っていかないと、そこで、人命に関わるようなことが起こりかねないのでしょうけど、漢字の場合というのは、そういうことが起こるのだろうかと思うわけです。

ですから、これは調査の内容にも結局関わっているのだと思っているのですが、そんなことを考えていくと、やっぱり最低限やる方でぎりぎりのところで行くと、10年のところで何かの形の情報提供ができるというのが、総合的に見て一番ふさわしいのかなと。10年目、20年目というのは、忘れないでいてということで、やっていったかなというぐらいの感じがします。

それから調べる方で、岩澤委員は学力の問題を言われているんですけども、このところで生徒さんの名前を出すのはどうか分かりませんが、新しい動きで言ったら、大学入試の方に行くときに、1段階から5段階の学力のことを付けようかなんていう状況さえも、今出てきているんです。その中で漢字を身に付けていくということも、どういう形でいいのか。そうすると、そこで字種のことを言っているのか、今度は調べるポイントなんですけども、社会的な混乱があるというのは、もう駄目です。混乱があったら、絶対やらなければいけないと思うのですけれども、そうではなくて、時代に合っているかどうかという辺りになってくると、では何が合っているのか。字種の問題なのか、それとも読み、音の問題なのか、訓の問題なのか、非常に細かいのです。

漢字だけでなく、漢字を実際に言語活動で使っているときの送り仮名の問題なのか、あるいは漢字よりも振り仮名を振って、それで乗り越えていけばいいのかとか、何を調べるかということだって、もっと精査しないと駄目だと私は考えます。

それから、さっきも出てきているんですけど、常用漢字表というのが絶対条件みたいな考え方を持つのは危険だと私は思っていて、関根委員もおっしゃってくださっているところなんですけど、新聞の活字は康熙字典体の活字をきちんと使っておられるから、二点しんのようななんかも見たときにはあるわけです。そういう問題と、書くときはしんによる一点の方が楽だとか、その辺りの問題もあるので、そういう調査の内容についても確定する必要があるかなと思っています。

○林主査

ありがとうございました。では、関根委員。

○関根委員

さっき選択条件と申し上げたのは正に納屋委員のおっしゃったような、そういう新しいものも含めてもう一回議論した方がいいかなという意味だったんです。

確かに書いてはあるんですけども、それをどういうふうに具体化するかというのが、今後、例えば今回やったような大規模な出現頻度調査というのが、そう簡単にできるものではないと思うのです。ですから、見直して入れるかどうかを決めるときの具体的な根拠となる、学力的なものを入れるかどうかは別として、例えば学力調査ができるのか、あるいは頻度調査みたいなものがまたできるのか、それを定期的にやれるのかという、そちらからやっていかないと、と思うんです。

条件としては、もちろんあることは分かっているのですけれども、その具体的な裏付けがないと、国民の側も納得しないでしょうし、なぜ入ったのか、入らなかったのかというような、その辺りが可能なのかを含めて、もうちょっと考えてみた方がいいのではないの

かなということで、申し上げるものです。

○内田副主査

ちょっとよろしいでしょうか。

具体化するかというところで言うと、その例として、今は、簡単にウィキペディアとかグーグルを引きますので、そこで見られるようにすればいい、実際には、これを読んでいないのだろうと思うのです。アクセスができていないので、誤解が生じているんだろうと思うので、やっぱり周知させる方法としてITを使って簡単に引けるようにしていけば、ここにはかなりいい選択のルールが明快に記述されていると思いますので、しかも、裏付けをもあれだけ大きな調査をした上でやっていますから、裏付けもあるわけです。

ですから、それをやるのではなくて、やっぱり具体化して、皆さんが知ることができるような、そういう方法でITを利用して、ホームページなどに載せたらどうかと、そんなふうに私は申したのです。

○関根委員

もちろん今の常用漢字表を周知させるには、そういう方法もあると思うのですが、今後の見直しについて更に調査をしたりする必要が出てくるわけですね。それは可能なのかどうなのかという、そういうことです。

○鈴木（泰）委員

岩澤委員のおっしゃる高校生の漢字調査などという調査は、是非してほしいことと思うのですが、ただ、それは、その漢字を常用漢字表に入れるかどうかということに直結するわけではなくて、むしろ漢字政策全体がこういう方針でいいかどうかということを考える上で必要なので、これは常用漢字表の改定とは別にやった方がいいのだろうと思います。

それで、常用漢字表に直接関わることとしては、今度は22年にこういう改定版を出したわけですから、それはやっぱりどれくらい社会に行き渡っているかということは、ある段階で見る必要があると思うのです。教育とか何かはやっぱり少しタイムラグがありますから、そこはしばらくおくとして、出版物とか新聞とかに関しては、私はよく分からないのですけれども、調査ということ自体だったら、ある程度機械的にできるわけですから、やっていって、どれくらい浸透したかということ、つまり反省の材料がないかということ、ある程度の段階で、5年とか10年とかの段階で、見ておいた方がいいのではないかと思います。

○林主査

いろいろ貴重な御意見をたくさん頂きまして、整理した上で議論を進めていく意味で、ちょっと私なりの整理をさせていただきたいと思って御発言いたしますが、やはり日本語のような書き方というのは正書法が確立しませんから、特に漢字の問題に限って言うと、ほぼ宿命的に実態と合っているかどうかということはやっぱり検討せざるを得ない。これは将来を考えても、やはり言葉が変わり、いわゆる言語の環境が変われば、それに合わせて見直す必要があれば、改定をしていくというのは、言わば宿命みたいなものであって、だからこそ当用漢字が生まれ、常用漢字が生まれ、更にその改定が行われた。これは正にそういう、言わば宿命を具体的な政策として、そういう結果を出してきているということにはほかならない。

問題はそれをどういう方法で見直し、必要があれば改定を議論をするかという、つまり言ってみれば方法論なので、これで永久にこのままで行けるというような意見、もう改定

なんか絶対するななどという意見が、実は今回の常用漢字表のパブリックコメントなんかに出てきていたのですが、日本の書き方ということの宿命でもって、どうしても漢字については、実態に合わせた無理のない、言わば目安みたいなものは変化に合わせて変えていかざるを得ないだろうと思います。

時期の問題は後回しにして、それは、まず御異論のないところだと思いますが、いかがでしょうか。

○影山委員

パブリックコメントということで、そういった一般の国民から寄せられた意見、我々は見せてもらっていないわけですが、例えば新聞等でも今回22年に出たすぐ後で、日本語学会の前会長までが漢字を増やすなどというようなことを堂々と出しています。そういったいろいろな…。

○林主査

前ではなくて、前々ですね。

○影山委員

前々、そうですね。失礼しました。

とにかく、漢字について、日本語及び中国語について、非常に造詣の深い学者までが、そういった意見を出されて、様々な意見が出てきていると思います。それを吸収するということも調査の一つなんではないでしょうか。それとも実際に使われているものを調査することでしょうか。

それで、今回は、私はこれに携わっていなかったのですが、大規模な調査が行われたということですが、どのような内容だったのか分かりませんが、これが出されて後、去年になってようやく国立国語研究所で市販の様々な書籍を集めたコーパスというものを作りました。それは一般に使われている小説もありますし、研究書もありますし、様々な分野のものが入っていますので、漢字の使い分けを見るには一つの目安になるかと思われるものですが、そういったもので新たに調査し直すのか。それはまた大変なことですが、見直すということは私は必要だと思いますが、その具体的な方策は、かなり慎重に考えなければいけないと思います。

○林主査

おっしゃるとおりです。今の御発言に関して申しますと、パブリックコメントというのは、改定をする過程で、2回に渡って改定案を公表しまして、いろいろな御意見を伺ったときに、少数意見ではありましたが、要するに、改定なんかしない方がいいというような意見があったということで申しました。

それから、改定の仕方ですが、基本は事実ベースで、実際に使われている漢字を調べまして、それでそれをベースにして案を作った上で、それについていろいろ御意見を伺いましたので、それについては、つまり、この字を入れる、入れないという、1字1字の出し入れの問題はもちろんですけれども、それ以外に漢字を増やすとか、もっと外国人のことを考えろとか、いろいろな意見が出てまいりました。ただ、これはその全ての意見を取り入れるということは難しゅうございますので、それを十分お聞きした上で議論した結論ということでございました。

それで、将来的に見たときに、もうこれで永久に変えなくていいということではないと判断いたしますので、後は改定の方法ですが、これについて幾つか大事な御意見が

出ていました。一つは関根委員から、やっぱりその基準というものを明確化しておく必要があるということで、これは岩澤委員にも同様のお考えがあったように承りました。

それから、もう一つ、これは影山委員のおっしゃったことと関係するのですが、私が強く感じていますのは、実は今回の改定についても改定の要不要について、やっぱりかなり突っ込んだ議論があったのですが、改定をすべきだという意見の中には、情報機器が発達したので、漢字が多用化傾向、多用というのはつまりたくさん使うという、手書きの時代よりも難しい漢字が使えるようになった、機器が使えるから使う漢字の字種も増えてきている。そういうことも改定の必要性として、理由の一つに挙がっておりましたが、それについて、では漢字が増えたというのだけでも、客観的な証拠があるか、比較できるような統計があるかという御指摘を頂いて、これはないのです。やっぱり生活実感から、そういう意見が出てきて、それはそれなりに説得力があるというところがあったのだらうと思います。

そういう点で言うと、基準もさることながら、一体漢字がどういうふうに変化してきているかという、つまり調査をするときの、言わば調査対象については、ある程度将来的に計画的に見直していくとしたら、その前提として比較できるような調査の方法を確立しておくというのが、私は一つの大きい課題だと思うのです。

その辺りが実は今までなかったんです。だから、この前の常用漢字表の時に調査したものと、今回とは単純に比較できない。当用漢字に遡ると、ますますもってどういう基準で選ばれたのかということも曖昧になる場合があるということでございます。やはり期間も大事だけれども、関根委員がおっしゃったような、つまり選び方の基準のようなもの、それから、その更に前提になる比較できるような調査の方法、そういうものを検討することとは、これはやはりこれからも見直しを定期的に行い、それに基づいて改定すべきかどうかという議論をする上で、非常に大切なことなので、これを将来の課題として、ここで認める場合には、このことも併せて考えていただければと思います。この辺りに関連して、何か御意見はございますでしょうか。

○内田副主査

全く賛成でございます。

○林主査

それから、もう一つ、非常に大事なことで、実はこれは私の主張でもあったのですが、考え方は鈴木委員がおっしゃったことと全く同じ考え方だったんですけども、その問題は何かというと、読み書き調査。私は日本のようなこういう言語の場合、やっぱり一度信頼のできる読み書き調査、全国規模のものを、高校生だけではなくて一般の人を含めてやる方法はないかなと…。

調べてみると、読み書き調査みたいなものはないわけではないのですが、今までの読み書き調査は、なかなか信頼できるようなものはないんです。特に漢字に関して言うと、要するに世に識字力とか識字率とか、そういうことを言うんですけど、漢字のような文字はなかなか識字率を測りにくい。というのは、自分の名前程度は書けるという人と、難しい漢字がたくさん入っている論文を、論文でなくてもいいのですが、文章を読める人との、つまり読み書き能力に関して言うと、こんなに差がありますから、アルファベットを使っているような場合とかなり違う。日本語の場合には、識字率なんてなかなか正確な数字は出せないような環境にあると、私はずっと感じておりました。

でも、それにしても、納屋委員のおっしゃるように、やっぱりそういうものというのはきちっと一度やっておいて、それはそういうものができれば、まず第一に文字教育に非常

に大きな大切な資料になる。こんなことでいいのかというようなことも起こるだろうし、もう少し読み書き能力を付けるということになれば、どういう方法が必要かという議論にも発展するでしょう。

また逆に、思ったより皆さんが漢字をよく読めているということになれば、そうしたらそれに基づいて適正な施策の在り方というものが検討できるだろうと…。

そうすることで、読み書き調査というのは、私もかつてそういうことを主張したことがあるのですが、やっぱり将来のことを考えても、是非全国規模で一度やっておくと、これは非常に貴重なデータとして、文字教育にも大変役に立つ。それから、情報化社会にふさわしい日本語の書き表し方がどういうものであるべきかということを考えるためにも非常に大事な資料になるし、是非これは、これと関連して、あるいはこれとは別にとということでもよろしいのですけれども、一つの検討課題として、大事な項目として残しておきたいというのが私の考え方でございますが、この点について、いかがでしょうか。

○関根委員

どうせやるのであれば、読み書きだけでなく、もうちょっと広く国語力全般が分かるようなものができる、更に役に立つのではないのかなと…。

○林主査

それはいいですね。ただ、これは、そう思うものの、実際にやってみるとかなり難しい問題がたくさんあるので、本当に、どういうふう to 実現できるのか、難しいだろうと思うのですけども、ただ、難しそうだからやめようかというふう to 考えるにすれば、やっぱり大事な意味を持っている調査ではないかなと思うので…。

○岩澤委員

単漢字では読めなくても、熟語になったら読めるとか、私どもがやっても、調査のやり方によってかなり違いが出てきますので、そういうことも含めてきちんと検討して、一度やったらいいんじゃないかと私は思うんですけど。

○出久根委員

私はこう思うんですけど、国勢調査というのがありますね、4年に1回ですか、あれは利用できないんですかね。あれは日本人のほとんどというか、全員出します。あの説明文が読めて、書き込むわけですから、あれを日本人の読み書きの調査に利用できないか、と私は常に思うんです。あの統計表というのは、文化庁では扱えないんですか。

○鈴木（泰）委員

来たときに、聞きながら書くという人が多いので、あれだけではほとんど読めていないんですよ。

○出久根委員

ああ、そうですか。

○鈴木（泰）委員

私なんかも面倒臭いからそうしていますけど。

○出久根委員

でも、取りあえず結構説明文がありますよね。

○鈴木（泰）委員

あります。大変なんです。あれを読んで、それだけで書いている人はほとんどいないんです。

○出久根委員

そうですね。

○鈴木（泰）委員

だから、客観的な資料にはならないんじゃないかと…。

○出久根委員

あれが読めれば、日本人の識字率というのは…。

○鈴木（泰）委員

あれが読めれば、正に公用文の代表ですから。

○出久根委員

公用文の代表的なものですよね。

○鈴木（泰）委員

調査員が来てからじゃないと書けないんじゃ、やっぱり公用文としてはどうか。むしろそっちの方のことになるんじゃないかと思うんですけど…。

○林主査

私がちょっと話をそらしてしまって…。ここまでのところで、事務局、どうですか。

○氏原主任国語調査官

今の林主査の御意見は、常用漢字表の時にも繰り返し出てきた御意見で、ある時期までは国語研究所で実施するというお話もありました。でも、結局やっぱり難しいわけです。ですから、それができればいいということは誰でも分かっている、そういうものがあればどんなに役立つかということも、みんな納得するんですけども、いざ、やるとなると、やっぱり難しいね、ということが繰り返されてきたわけです。はっきり言ってしまえば、お一人お一人に書き取りというか、漢字テストをやってもらうようなものです。それで、できたとか、できなかったとか、今そういうことに非常に敏感になっていて、できる人はいいかもしれませんが、できない人は嫌がるんじゃないかとか、つまり、プライバシーのことも絡んできます。それで、以前もできないということになっていたと思います。

ということで、少し気になったのは、このままこれに関する議論が終わってしまうと、そういう調査も必要ではないかということで、次期以降の課題として、送ることになると思うのですが、ただ、それは本当に実施可能な調査なのかどうか。どうなのでしょう。

比較的それに近い調査が、当時の文部省と教育研修所それにGHQが関係した「日本人の読み書き能力調査」というのがありましたけど、あれは、当時のGHQの圧倒的な権力を背景にできたわけですね。現在のように、非常にプライバシーが重視される中で、本当にそういう調査がやれるんでしょうか。確かに、高校生や大学生であれば可能だとは思

ますが、そこはどうなのでしょう。

○林主査

実は、それをそこから検討してもらってもいいと思うんですが、これは、ちょっと半分冗談みたいなことになって恐縮ですが、必ずしも国語課でやれということではないので。でも、そういうことが必要だということは、もし書ければ書いておくと、結局回り回って国語課がやることになってしまうかもしれないという気持ちはあるものの、方法としては何とかそこを打ち破って、ある程度信頼のできるいろいろなことの基になることをやっておけばいいと思う。というのは、国勢調査ですけど、あれだけの調査をきちっとやっている国は、ほとんどないんじゃないですか、私はよく知りませんが…。日本の国勢調査というのは非常に精度が高いと私は認識しています。そういう力があるのかという意味ではないのですが、方法としては、同じ人にそんなに何十問も書き取りしてもらうなんて、そんなのは最初から無理です。そんな時間は取れない。

だから、例えば幾つかの細かいグループに分けて、一人は10問ぐらいやればいいというようなものを全部集めれば、これは大規模な調査ですから、均質性ということになるといろいろ問題は出てくると思うけど、それはいろいろな統計や調査の専門家の意見なんかを聞いて、被調査者の国民の負担を軽減しながら、それからもう一つは、そういう自分の能力を試されているんじゃないかというようなことで反対をされないような説明をして、理解をしてもらって、とても大切な調査なので、これをやらないと非常にその人が不利なことになるというようなそういう強迫観念を与えるようなことは絶対やらないで、むしろ理解を求めて、そういうふうにしてやると、ある程度のことはできるかなと…。

しかし、ある程度のことは、そして信頼をしてもいいような調査の結果というものは、出せないと決まったものでもない。だから、私は難しいことを承知の上で、この必要性は残しておきたいと思っているんですけど、確かに難しいことはよく分かる。

一つは、やっぱり本当によく話をして国民に理解してもらって、それで協力してもらうという態勢、雰囲気を作る。それから、一人一人の負担を掛けない。調べるというので、例えば読みの調査、書く調査100問ぐらい出して、さあ、これをやってみろと言え、それは試験を受けるみたいで嫌だということになる。これだけ国民がたくさんいるので、上手にやる。お金はある程度掛かるかもしれませんが、その辺りは技術的にかなりカバーできる余地はあるのではないかなと思うんですね。

○関根委員

GHQがやったような大規模なものは無理かもしれませんが、何か工夫してするというくらいは報告に残したいなと思うのですが…。例えば、発想を変えて、今、日本語検定ブームですよ。いろいろなところで、いろいろなものを行っている。それを例えば国語課で非常に信頼の置ける国語力あるいは漢字力が試せるようなものを作って、それを非常に安く提供して、企業などに使ってもらおう。そうすると、労せずして結果が手に入るわけです。だから、工夫の仕方はいろいろあるんじゃないのかなと思うんですが…。

○岩澤委員

NHKの放送文化研究所で高校生1万人漢字調査をやったわけです。やれるわけです。それで、実はそんなにお金は掛かりません。全国の高校に協力をお願いして、しかも高校ですと学校によって相当レベル差があります。ですから、それを例えばランダムに学校を抽出をして、それで協力してくださる学校で1万人調査を実際やって、結果ももう公表もしているわけです。

ですから、私が言いたいのは、そういう民間のものでも参考にしていただきたいということです。公がやらなければ駄目なんだということではなくて、そういうものも含めて、参考にしていただけたらということです。もちろん高校生でいいのかどうか、また議論が必ず出るのは当たり前ですけども、でも、ないよりはいいということです。

○林主査

そうですね。

○岩澤委員

ええ。ないよりはいい。では、何があるのかというところを、仮に国語研究所の関係で何があるのか。さっき関根委員がおっしゃった、議論をしていく上での、ある種の指標になるようなものを、やっぱりそろえないといけないと思うんです。仮に10項目なら10項目、20項目なら20項目、凸版の出現頻度調査、私は出版物に出てくる漢字というのは時代によってかなり変わらると思うんです。ある時代に、はやりがあって、一方では急激に出てこなくなる字もありますよね。ですから、それだけに依拠しているとは言っていないが、できるだけいろいろな、多角的な指標というのをそろえて議論をした方がいいんじゃないか。

そういう意味で調査ということを、文科省が全国の国民に必ず調査をしなければいかんということでは、私はないと思うんです。むしろそういう民間の持っているものも協力をしてもらって、例えば指標に加えるということもあるんじゃないかなと…。

○林主査

そうですね、おっしゃるように、やはり今、既に行われているもので利用できるものもあるかもしれないし、実際に行うときに、またそういういろいろな組織や機関に協力をさせていただいて、できるだけ無理のない形で、できるだけ信頼性のあるデータを得る方法を研究する余地はかなりあるように思います。

私も頭の中では一斉の大規模調査ということを念頭にずっと考えてきておりましたが、岩澤委員のお考えを聞くと、もっと柔軟に考えてもいいのかなと思うようになりました。

○岩澤委員

さっき関根さんがおっしゃったように、私もこの改定作業に参加しておりませんので、外から見ていて、やっぱりなぜこの字が入って、この字は入らないのかというのが一般的な目で見るとよく分からないというところがあるんです。それは、これを読まないからだと言われても、一般の国民からすると、例えば幾つぐらいの基準で、例えば五つの基準で決めましたとか、何かそういうものが必要なのではないかと思うんです。もちろん、これをおやりになったときはあったんだと思うんですが…。

○林主査

答申にその基準は書いてあるのですが、ただ難しいのは、いわゆる個々人が1字1字について、これが必要かどうかと判断するその結果と、大勢の人から見て、この字は誰もが使う字ではないけれども、やっぱり社会性という点から入っていてもいいねというぎりぎりのところの判断とは、必ずしも同じにならない。例えば、1000字あるとすると、恐らく500字ぐらいは、これは誰が見ても必要だというものです。ところが、それだけでやると日本語は仮名が多くなり過ぎてしまって、やっぱり文章によっては非常に分かりにくくなる。

そういうことで、個々人の使っている文字の集合と、社会全体を統計的に捉えたときの集合との食い違いというのがある。

それから、もう一つは、これは文書の性質による食い違いもある。公用文には割合頻度があっても、と言っても公用文に特定したきちとした調査はありませんが、でも、日常の文書では余り使わない字ということがあったりするものですから、なかなか1字1字の出し入れと言いますか、その判断が難しいところがあるのです。ただ、その辺りの基準を明確にして、とにかく誰にでも分かりやすくやっていき、また、分かりやすいような説明をする努力をするということは、これはおっしゃるとおりです。個人が使っている文字の集合と、社会全体としての統計的に捉えた文字の集合に食い違いがあるんだから、そんなことは余り気にしないで、もっと思い切ってやってもいいんだというのは、これは、私はやっぱり暴論に近いだろうと思う。岩澤委員のお考えや、先ほどの関根委員のお考えは、非常に大切な点だと思うので、そういうことを配慮しながら、やはり次回の見直し、あるいはそれに基づいた改定が必要ならば改定に臨むということは大切なことだと思います。

はい、どうぞ、東倉委員。

○東倉委員

先ほど氏原主任国語調査官の御説明の中で、一般に向けた国語の調査というのは実際にやれるのかどうかというお話があって、その時にちらっと思ったのは、それは優劣を付けるということで問題視される。優劣を付けると、できる人はいいけど、できない人というのは非協力的になりがちだということで、それを避ける方法は、各人に対して違う問題を出すという方法で、個別に優劣は付けない。それで、集合体として国語力というのを判断する。それは統計の力で検定が必要なわけですけど、そういう方法も最近ありますので、できないといってあきらめることはない。

○鈴木（泰）委員

識字調査はほかの国でもやっていると思うんです。具体的にどのようにやっているか、ちょっと調べてもらえませんか。移民の国なんて、英語ができないと市民権を得られないとか、そういうので強制的なのがあるかもしれませんが、そうではないところで、具体的に何かやっているところはまだあると思うんですけど、調べていただいて、なるべくその可能性は追求していただきたい。

○林主査

そうですね。そういうことが無理だということであきらめないで、どんな方法だったらこんなことができるかということを、つまり、その方法を検討していただくというのは、やっぱり必要かなと。それはどこがやるかというのは、また別にして、これに付随して、ちょっとここで皆さんの御意見として伺ったことにしておいていただけますかね。

○氏原主任国語調査官

すみません。今の調査の話などは常用漢字表の定期的な見直しとは違う話題ですよ。もちろん、関連が全くないわけではありませんが、前期においては指摘されていなかった課題ですけれども、新たに付け加えた方がいいということなんでしょうか。

○林主査

そこは、ちょっと方法の問題だと思うんです。これに関連して、何かそういう必要性を残しておくということは難しいですか。

○氏原主任国語調査官

残すことはできると思います。ただ、前期のまとめでは、課題として取り上げるのか、取り上げないのか、という最終的な決断は一つも下していないわけです。ところが、今期のまとめでは、国語施策として取り組んでいく課題を精選して、それがなぜ必要なのかということと、どういう態度、あるいはどういう基本的な方針で取り組むのかということ、を明確にした上で、次期に送って、次期以降順番に具体的な検討に入っていくということになります。ですから、今期のまとめに書かれるということは、今後、国語施策として、そのことを検討していくことがほぼ決まるということになりますので、重い意味を持つことになると思います。

○林主査

その辺りは、ざっくりばらんところ、どうしたらいいですかね。

○鈴木（泰）委員

今期というのは、この1年ということですか。

○氏原主任国語調査官

はい。この1年ということです。

○林主査

確かに、今期やろうとした事項に関連はするとは思いますが、それとちょっと違うのと、それから、これは国語施策の問題ではないんです。その前提になる、そういう調査の問題ですから、だから、今期の議論で目的としたところとは違うというのは、そういう点では全くおっしゃるとおりなのですが、どうですかね。

○氏原主任国語調査官

常用漢字表の見直しに、どういう調査が必要なのかということが挙がっていますので、そこに関連付けて、漢字の調査だけでなく、もうちょっと調査項目を広げた調査も必要ではないかみたいなことを書いておく、そういうことであれば、それほど無理なく残せるかもしれません。

○影山委員

全体の雰囲気では、定期的な見直しが何年ごとか、というのは意見が分かれています。やるということは大体一致していて、更に話が進んでしまっ、それならどういう調査がいいかということで、民間のものの活用ということなど色々出てきた。ですから、決して今日の議題の、論点1から離れてはいないと思います。

○林主査

その書き方は、ちょっとまたいろいろ工夫することにして、収め方については、事務局の方で検討していただき、必要に応じて皆さんにも御協議いただくことにして、読み書き能力調査と言ったけれども、事実上、漢字でしょう。もっと広げると、さっき関根委員が言ったように、読み書きだけではなくて日本語力ということになるわけです。

○関根委員

ただ、漢字だけの調査といっても、読めたからといって意味が分かっているかどうかは分からない。常用漢字表を本当に使えるかという、その意味が分からなければいけないわけですから、そういうところまでの、幅広い調査というのだったら、ここの中に入ってくるんじゃないでしょうか。具体的に実現できるかどうかは、また別の話ですけど。

○鈴木（泰）委員

リテラシーとか、そんな感じなんですか。

○林主査

飽くまでも論点は常用漢字表の定期的な見直しについてですから、そこはちょっと…。

○鈴木（泰）委員

関係あると思いますけど。全体の方針の裏付けになることですのでということで、入れればいいんじゃないでしょうか。

○林主査

関連事項としてですか…。

○鈴木（泰）委員

具体的なところには直接関係がないとしても、入れたらいい。

○林主査

ちょっと大事な問題だったものですから、つい私は…。そういう考え方をずっと持っていたものですから、つい岩澤委員の御発言に乗って…。

○岩澤委員

林主査は前からおっしゃっていましたね。ずっとその調査のことは。

○林主査

そう、そう。大事なことであることは間違いないので、もし関連付けて何かここにそのことに少し触れることができればと、今、思っていますが、どうですかね、その辺りは。ざっくばらん、砕けたところ、どうですか。

○氏原主任国語調査官

ざっくばらんに申し上げると、事務局としては、そういうことが書かれれば、当然やらなければいけないという前提で考えるわけです。ですから、本当に実施できるのかどうかということが、私などはまず頭にぱっと出てきてしまうわけです。

ですから、それが必要で、誰も反対しないことだとは思いますが、どうやってそれを具体化していったらいいのかという、そことの関係で考えたときに、何か残すことはその記述が残るわけですから、それに対して責任を持てるのかということで、ちょっと心配になって、どうでしょうかとお聞きしているわけです。

○林主査

調査の実施について将来的に、つまり枠組み的な読み書き調査の実施について研究するとかというようなニュアンスでも、やっぱり何か発生してしまいますかね。やらなければ

いかんというか、すぐに手を付けなければいけないというような…。

○納屋委員

今の問題は、調べられる方ではなくて、調査をする側の文化庁の方の…。

○林主査

いや、文化庁がやるとは限っていないです。そういうふうになっていくと…。

○納屋委員

ええ。やる気だと思っているんです。つまり、お金が伴わない、人が伴わないと、これはできないです。

それから、先ほども申し上げているんですけども、調査項目が一定しないと、やっぱり後々何のためにやったのかみたいな感じになるわけです。今日のお話ですと、調査の時、言わばいろいろなところで現に行われているNHKの調査であるとか、そういうのも求めてみたらどうかということですが、言わば公でなくても民間でできることは大いにそれを利用してという方向性を持っているわけです。

だけど、それを束ねておかないと、恣意的になってしまっはまずいというところもないわけではない。というので、一番、常用漢字表のポイントになっているのは、私は常用漢字表に入れられた漢字というのが国民の一般生活を行う上で、つまり法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等となっているわけですから、そういう生活を行っていく上で96%強にも及ぶ漢字がそこで使われている。大半の漢字はそこで使われているという認識です。そういうことの保障なわけだと思っているのです。

常用漢字表を保っていくというのは、やっぱりそれは非常に大事な社会的な使命だと、私は感じるわけです。

というので、今のことを言いますと、結局民間のどこが、では、やりましょうと言ってくれるのかということもあやふや。一方で、段取りを付けようとする国、公の方でも予算措置とかそういうことを言うには余りにもあやふやというのではないかなと感じているのです。ですから、事務局も非常に答えにくくなっているのだらうと思っているわけです。

ですから、これは、もう少しやっぱり考えをきちんとした上でやらないと、調査、調査と言っても危ないのではないのかなというのが、今、私が感じているところなのです。

もうちょっと付け加えてもよろしいのでしたら、30年のスパンで動いて、それで今回初めて削減する漢字が出たわけです。当用漢字から常用漢字の時には、削減はなかった。1850字から1945字に変わったという、昭和56年の段階の時というのは増えたということで、増えて身に付けていくということについては、自分の出身地の新潟の「潟」という字が入ってきたという記憶があったりとかで、身に付けていっているわけです。

今回は196字増えて、5字削減。削減というのは非常に微妙なところなのです。人間の八十何年間の生きる間で、どの時点で常用漢字表を身に付けていったかということになると、2回ぐらいの変更があっても、それはいいのかなというぐらいなのですけれど、余り頻繁にやったらおかしいだらうと感じるわけです。

○林主査

今の読み書き調査のことについては、議事録には残りますので、これをどういうふうに報告書に書くかということについては、一応ちょっと私の方でもいろいろ考えて、先ほどの氏原主任国語調査官の御指摘も非常に大切な点でありますので、その辺りも含め考えて改めてまとめる時にどういうふうにするか、ここで御提案して、御意見を伺いたいと思い

ますが、それについてはよろしいでしょうか。

○鈴木（泰）委員

一旦、主査にお任せするということですね。

○林主査

第一に、今の議論は会議の記録として残るので、これは、そういう形で残すと同時に、この最後の今期のまとめで、これまで議論し、これから議論することを最終的に報告書にまとめる時に、今のような問題をそこにどういうふうに入れるのか、その辺りについてはちょっと私が考えて、それでここで御提案するので、その時にまたちょっと御意見を伺わせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

やはり読み書き能力調査については、私も考えを持っていたものですから、ついそちらの方に自分の関心が行ってしまいました。でも、大事な点だと思っていますので、貴重な御意見ありがとうございました。

だんだん時間が迫ってまいりましたので、論点の2、それから関連する論点の3、この辺りについて御意見を伺えればと思います。2と3は分かれておりますけれども、見方によっては一体化した問題と言いますか、常用漢字表の改定に伴いまして、既にある同訓字の使い方、あるいは同音字の書換えについての目安というか、基準というか、こういうものをどうするかということですが、いかがでしょうか。

どうぞ、関根委員。

○関根委員

異字同訓のことで、さっき氏原主任国語調査官が「あげる」のところを挙げられていましたけども、その下の「あく・あける」の「背の明いた服」というのは、この前の、新聞協会の用語懇談会でも話題になりまして、こういう表記というのはあるのかと。

それで、私は子供用の国語辞典を作っている編集部に聞いてみたら、「あける」に対してこういうのは今、載せていないと。ただ、いろいろ調べてみると、この当時、まだそういう表記習慣があったようなのです。

ですから、こういうものを含めて見直すということはいいいんじゃないかなと思うのですが、ただやり方というか、示し方です。これはどうか分からないのですが、特に同訓異字の場合は、言ってみれば、かなり曖昧というか、結局はどちらを使っても構わないという言い方にまで行き着いてしまいますので、例えば、以前の「言葉に関する問答集」、あれなんかだとそれぞれ1問1答形式で、一つずつ異字同訓なんかについても常用漢字表での考え方と、それから新聞、雑誌なんかの使用例、あるいは文学作品の使用例なんかをいろいろ合わせて、それで目安のようなものを示しています。あそこまで大部なものにならなくてもいいと思うのですけれども、あのくらいの丁寧な解説というのが付けられればいいと思うのですけれども。

○鈴木（泰）委員

全然別の意見なんですけど、異字同訓の表というのは、これを見ると、これを覚えなくて字が書けないというような強迫観念に駆られるところがありまして、私なんかでも実際「とる」なんていうのは、ほとんど平仮名で書くのではないかなと思うのです。考えるのが面倒臭いから、平仮名になってしまうのです。

常用漢字表でこれを認めたというのは、基本的にはこういう言葉を使うときには、訓でもこの漢字を使ってほしいということで出すのだと思うのですけれども、こういう表を出

してしまうと、逆に、今言ったような問題になるようなものもあったりして、漢字が使いにくくなるのではないかという気もするのです。訓のない字は、平仮名で構わないわけでしょう。だから、そういう字は平仮名でいいのに、どうしてこういう字だけはどの字かを選ばなければいけないのかなんてことを考えると、ちょっと煩わしくなってくるような気もするので、余り作らない方がいいのではないかという気もするのです。やめてしまった方がいいんじゃないか。

○関根委員

この効力というものは、どういうものなんですか。

○鈴木（泰）委員

どういうものなんですかね。

○関根委員

やめちゃうというわけには行かない。もう出てしまっているわけですよ。

○鈴木（泰）委員

これにあるわけだから、調べられるわけです。だから、その索引みたいなものとしてあればいいという程度で、実際にはこういうものを作っても、辞書を作るとか、新聞の紙面を作るとか、そういうときになれば、それは非常にシビアにきちっと考えるかもしれないですけど、一般の人がこんなことまで考えなければいけないというのは、せっかく新しく訓を入れたんだけど、かえって裏目に出ることになってしまわないかなという気がするんですけど。まぜ返すような話で申し訳ないんですけど。

○林主査

やっぱりそういうところから議論していただくというのは大切なことなので、遠慮なさないで、思ったことをどんどん言っていただくというのがいいと思うし、この小委員会のいいところは、そういうところでございますので、どうぞ。

○関根委員

当然国語辞典なんかは、これが基になって記述しているわけです。もし、こういうものがないとすると、今度はそれぞれの編者の考え方で、本当に国語辞典もばらばらになってしまう。そういう一番の目安になるものにはなっている。

○鈴木（泰）委員

「花火が揚がる」みたいに難しい例を目安に挙げるのはどうなんだろう、というのが入ってしまっているわけです。だから、もし目安にするとしたら、本当にこれは間違いがない、問題にならないというのだけにするとか。だから、考えなくても使えるというのだけに。後は出版社とか新聞社に任せるといっていいんじゃないですか。新聞社も面倒臭かったら平仮名にすればいいんですよ。

○林主査

さっき氏原主任国語調査官の御説明の中で、実態のことに触れられました。どなたかの御発言にも、私も大事だと思ったからここにメモがあるんですけど、同訓異字の用法なんかでも、実態も見た上でというようなことをおっしゃった。

○出久根委員

「あげる」の例。「花火が揚がる」でしたね。

○氏原主任国語調査官

そうですね。つまり今の表記実態と、この中に、懸け離れているものがあるとしたら、それを例えばどうするのかというようなことも論点の一つになると思いますということを申し上げたわけです。

○林主査

そうです。実態という言葉ですね。確かに実態というものを視野に入れて、整理をするとなれば、やることにして、例によるんですけど、多分に漢字の字義に捕らわれて、実態とちょっとずれていると感じられるような例がなくはないとも思いますので、実態というのは非常に大事な観点だと思います。

その実態ということと言うと、これと辞書の実態が合っているかということ、「あげる」の例に関して言うと、合っていないんじゃないでしょうか。だから、辞書はこれは参考にするけれども、このとおりにゃやってない。では、こういうものは、もう辞書にお任せするかということになると、その辺りがいろいろ御意見の分かれるところかなと思います。

それから、もしこういうものが、やはり常用漢字というのは字種と音訓だけ示しただけですから、使い方については備考に最小限のことが書いてあるだけなので、同訓字をあの表が作っている以上は、やはりその責任において一定の基準ぐらひは示しなさいよということになると、やっぱりこういうものも必要だということになると思う。そのときには、おっしゃるように実態を踏まえて無理のない、それからもう一つの観点は漢字で書くとしたらどう書くかという目安で、単語の書き方ではないのです。だから、仮名で書いたって構わないわけです。

○鈴木（泰）委員

これは漢字で書かなくてもいいんですか。

○林主査

それはいいと思います。

○鈴木（泰）委員

学校教育においても、いいんですか。

○林主査

漢字の練習をするときには、例えば「揚げる」という字を覚える練習をするときには、何かそういう適切な用例を使うかもしれないけど。

○鈴木（泰）委員

公用文なんかでは、やっぱりこれを使わなければいけないんじゃないですか。

○林主査

実は、常用漢字表にある漢字を使える単語の場合には、全部その漢字を使いなさいという、そういう規則ではない。常用漢字表というのは。

○鈴木（泰）委員

もちろん使いたくない人は使わなくていいというのですけれど、公用文のような個人的ではない、やや社会的な言語の場合は、それで影響力の強いものに関しては、これを使いなさいという目安ではないんですか。

○林主査

やっぱり一番最初にありますように、使い分けの大体を用例で示したという、そういうスタンスなので。

○鈴木（泰）委員

字音語とはちょっと違うんですね。字音語の場合は、その漢字を使わなければいけないというのはほとんど決まりなんだけど、字訓の場合はそうでもないという、そういう緩いスタンスなんですね。字音と字訓では、少しスタンスが違うんですね。

○林主査

おっしゃるとおり、そうですね。多分この辺りは、確かに人によって解釈が違うと思うんですが、書き分けるとしたらこれを目安になさったらどうですかという、そういう程度のものだと、そういうことですね。

○氏原主任国語調査官

この資料は、最初の時にも少し申し上げたんですけれども、どういう経緯で作られたかと言いますと、昭和23年に当用漢字音訓表が内閣告示されるわけです。当用漢字音訓表の中で認められていた音訓がかなり制限的で、日常使っているようなものも入っていないから、要するにそれに従うと自由に書けない。そういう批判が強くなっていて、もっと音訓を広げて自由に書けるようにしたいという、そういう批判というか、要望が多く出てくるようになっていったわけです。

ところが一方で、音訓を広げていくと、例えば、訓で言えば、同じ「あう」であっても当てられる漢字が幾つも出てくるようになる。そうすると、それが、世の中の漢字使用の実態を混乱させることになるんじゃないか。ですから、新しい訓を採るのであれば、それはこういうふうに使分けることができるんですよということがきちっと明示できるのかどうかというのが議論になったわけです。

例えば「あう」で言えば、こういうふうに「会う」と「合う」があるのに、三つ目の訓として「遭う」を入れるとしたら、これを新しく加えるということは、「遭う」を含めて三つの使い分けができるのか、それがちゃんと示されない限りは、そんなに次々と訓などを入れるのは無責任ではないかという意見が結構あって、それでこういうものを作って、こんなふうに使分けられるんじゃないですかというのを具体的に示したわけです。

ただし、ここに書いてありますように、答申には含まれていませんので、飽くまで参考資料として、新しく入った訓は、こんなふうに使分けられますよということを実際に示したという、そういうものです。

○鈴木（泰）委員

資料みたいなものですね。

○氏原主任国語調査官

はい、審議の参考とするために作った資料です。

○関根委員

それは今回もそうですよね。常用漢字表の改定で…。

○林主査

後ろに付いているやつね。

○関根委員

そうです。新しく入れたわけですから。これを訓で入れるというのだから、それはどういう使い道があるのかを示すのは、やっぱりそうすべきものかなと思うんですよね。

○鈴木（泰）委員

そうすると、やっぱり本当に自信のある例だけ挙げればいいんですね。自信のないものは挙げない方がいい。

○林主査

おっしゃるとおりだろうと思います。誰もがそうだと思うというか、認めるようなものを挙げていけばいい。

○鈴木（泰）委員

分かりました。

○林主査

すみません、私の方は、だんだん時間がなくなってきたものですから、論点4が残っていますし、この辺りで一応の方向性を確認させていただきたいと思うのですが、この論点2と3、同訓字の漢字の用法、それから同音字の書換えに関しては、現在の実態とずれているところがあると…。同音字の書換えについては、かなり現実に合わせていますけども、よく見ていけば、ちょっと検討した方がいいというのがないわけではないということで、常用漢字は改定されているわけですから、こういうものを残すとすれば、やっぱり見直しはせざるを得ないでしょう。もし、しない場合には、余りこういうものについては積極的に意義を主張しにくくなるということはあるのですが…。

ということで、常用漢字表が改定された以上、こういうものを生かしていくとすれば、現時点に立った見直しを検討課題とするということになるのかなと、今考えながら、そう思ったのですが…。積極的に、いや、これはもう廃止をするという方向でいいのだということがあったらですけど…。

○関根委員

すみません、少なくとも最低限の改定はすべきだと思うのです。それから、同音による漢字の書換えは、むしろ異字同訓よりは、やり方は易しいけれども、検討すべきものは、たくさんあるような気がするのです。さっき「臆説」のように単純に削除するもの、あるいは今回変わったからこそ逆の形にして残しておくものなのか、あと「英知」なんて例を挙げられましたけれども、見てみると、実際書いている人は結構いるのです。それをなぜ今の「はなぶさ」の「英」の方で書き換えていいのかという根拠として、残しておきたいなという気もするし、法令用語についても今回かなり変わりましたよね。「破棄」なんか

も。それから、学術用語も、学術用語同士で表記が違うものが結構あるんです。「摩滅」なんかは、ここでは土木工学系の学術用語が出ていますが、確かほかの地学か何かでは逆転しているんです。学術用語だからというのを根拠にはできないところもあるし、それから、例えば新聞なんかで用いられて定着した「抛出」なんかも、ここには載っていないんですが、この辺りは入れることを検討していただいてもいいのかなと気もするし…。

同音による漢字の書換えは、そういう意味で、細かに見ていくと有効なものになるのかなと。それは、私の立場だからかもしれませんが。そういう意味では検討をお願いしたいと思っています。

○林主査

それから、もしこういうものを残して、利用できるようにしておくとする、今更この例は挙げておく必要はない、完全にこっちに定着してしまっているわけだから、今更これを挙げる必要はないというのがありますし…。

そうして見ると、最初思う以上に、同音の漢字の書換えについても、変更が多くなってくる可能性はありますね。

○鈴木（泰）委員

関根委員のおっしゃったのは、定着してしまっているものでも、こういう字を使う根拠はあるんだということを示す意味で、残すという。

○林主査

全てが、ということではないでしょう。

○関根委員

そうです。そういうものと、それから、例えば「意向」なんていうのは完全に表記習慣として定着していますよね。ただ、「英知」のように両方の考え方があるものもあって、なぜこっちなのかと、書き換えていいものかと迷うものもある。もちろんこれは、それを使うかどうかは自由だということは、その前提ですけれども。だから、一つずつちょっと丁寧に見ていってもいいんじゃないかなと。

○鈴木（泰）委員

じゃあ、もう完全に慣用になっているものは除くけれども…。

○関根委員

そう、そういうことです。

○鈴木（泰）委員

そういう典拠を示す必要がある、根拠を示す必要があるものについては残す。

○林主査

という御意見だと、私は理解しています。

○納屋委員

今日はいらっしゃっておられないのですが、阿辻委員もいらっしゃって、林主査もそうなんですけども、漢字の専門家が本当にいらっしゃって、その方々のお考えをこうい

う形で示していただくというのは、すごく現場で子供たちに教えたりという経験からしますと、よりどころとして一番だと思っているんです。その点からすると、この異字同訓、それから、同音の漢字の書換え、196字も新しく漢字が入っているわけで、やるという方向性しかないのだろうと感じてはいるんですけど、異字同訓の中を見ていると、面白いですね。「あがる」で言えば、「花火があがる」というときには、「上」の字を使っても、「あがる」と言えるんですけど、最後の「てんぷらを揚げる」の「あげる」は、やっぱり「上」とは書かないだろうと私は思っているところがあったりで、そういう判断を示してもらうというのはとてもいいかなと…。

それから、「とめる」のところを見ても、これは本当にこういうことをやらなくなったからだと思うのですが、414ページのところで、ずっと読んでいきますと、「書留」と書いてあるんです。「かきとめ」と読めない大学生がたくさんいます。「しゅりゅう」としか読めないぐらいのところにきているのではないのでしょうか。

だから、こういう形で郵便物のやり取りが行われるのだったら、「かきとめ」と読めるような形を取っておくことが必要なことなのではないかなと私は思っています。

○林主査

それから、まだ御意見を伺えると思うのですが、もう時間が迫ってまいりました。論点の4について、少し御意見を承れればと思います。

先ほど氏原主任国語調査官から御説明があったとおりののですが、この改定常用漢字表というのは明朝体の一種で示すということがございました関係で、それ以外の字体についても、やはり触れざるを得ないというか、触れる必要があります。特にその際問題になるのは、手書きの字体でございます。

ということで、この解説は、正に表に付随する解説として非常に丁寧に、字体のことは述べてきているわけですが、ただ、新しい常用漢字表の審議過程でも、手書き字体の問題というのは非常に大きな問題になってきておりました。

同時に教育の現場でも、やはり字体の指導に様々な問題があるということも話題になりました。そういうことで、一般に各方面から利用していただけるような「活字の字体」と「手書きの字体」に関する指針を、少しこれを充実させる形で作っておく必要があるのではないかというのが、この論点の4であります。

この辺りについて、いろいろ御意見を伺わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○納屋委員

よろしいですか。平成22年11月30日付けの文部科学大臣政務官通知が出ているわけなんですけど、それというのは学校教育での筆写、手書き字形の取扱いについてというのが出ているのです。そこでも触れられているのですけれども、改定後の常用漢字表においても、「字体についての解説」の第1明朝体のデザインについてや、第2明朝体と筆写の楷書との関係について、の記載があることを踏まえ、児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ柔軟に評価することというような取扱いなんです。

教育の場所からしますと、この部分を膨らませてやっていただくのは、すごく有り難いことだと私は思っています。それこそ、残念ながら、一々書家のこういう書き方でとか、あるいはあるメーカーのこの字体でとか、これは無理。そこをやっぱり是非このお力だと私は思います。以上です。

○林主査

ありがとうございました。なかなか字体についての指針というのは、これを除いて指針にするようなものは実際にはないんです。

○鈴木（泰）委員

1点しんにゅうと2点しんにゅうなんていうのは、ここに加えるんですか。それとも、1点しんにゅうも字体としては認めるし、2点しんにゅうも認めるということになるんですか。ここに載せるとしたら。載せないんですか。

○氏原主任国語調査官

しんにゅうについては、20ページに載っています。

○鈴木（泰）委員

20ページに載っている。載せてあるんですか。

○氏原主任国語調査官

はい、20ページの、「(5) その他」のところですよ。

○林主査

20ページの、一番左下。

○氏原主任国語調査官

だから、どちらも手で書く場合には、この形になります。

○鈴木（泰）委員

じゃあ、これは常用漢字表ではどっちでもいいと書いておきながら、手書きの場合は、1点しんにゅうで書けということですか。2点、1点は、とにかく1点でいいということなんですね。

○氏原主任国語調査官

そうですね。手書きの場合には、1点で、下を揺する形で書くということです。

○鈴木（泰）委員

じゃあ、1点しんにゅうにするんですね。

○林主査

1点しんにゅうにするというと、何か無理にさせる気持ちが非常に強く出るんですが、実態としてはこういうことです。活字字形の場合は当用漢字表以来、常用漢字表に入っているものは、当用漢字の時に字体を整備しまして、それで、しんにゅうは全部1点にしてあるんです。

ところが、当用漢字、常用漢字表と漢字表に入っていないものは基準がなかったもので、何か基準を作ってほしいという要望が、いろいろ機器のメーカーとか、各方面からの要望が強くて、それで、常用漢字表に入っていない字で比較的頻度の高いものを調査した結果として、字体の基準を示したのが表外漢字字体表なのです。

一般に表記習慣として当用漢字以来、漢字表に入っているものについては、そこにある

字体、それ以外のものについては、表外漢字字体表の字体に従っているというのが現在の状況なものですから、活字という、どうしても両方出てきてしまう。でも手書きは教育の場面で、教育の目標は当用漢字にしる、常用漢字にしる漢字表ですから、その字体を使って字形指導してきましたし、子供たちも1点しんにゆうで書いていますから。

○鈴木（泰）委員

これでいいということですね。

○林主査

2点しんにゆうが入ってきても、1点しんにゆうでいいんだよと、そういう意味です。

○鈴木（泰）委員

書くときは…。

○林主査

書くときは…，そういうことでよろしいんですね。

○氏原主任国語調査官

そうですね。むしろ手で書くときに、2点打って下を揺するという楷書の字形は、全くないわけではありませんが、中国の書道史などを見ても余り出てきません。ここは、その手書きの習慣を踏まえて記述してあるということです。

○林主査

はねる、はねないとか、細かい違いというのはここにかなり大事な点は書き込まれてはいるのですが、やはり文字指導に、そういう活字字形との関係をきちっと示しておくことが非常に重要な意味を持つだろうという見方もあって、一般に手書きと活字との関係を説明しておくという以上に、特に教育の面からの必要性というものも考慮した、字体についての基準になるようなものは、やっぱり整備しておく必要があるのではないかというのが、かねてからの課題と言いますか、検討項目だったのです。

特に、そういうものは必要がないという、こういうことについては、もうこれで十分であり、といっても十分御検討いただく時間を取れなかったのは大変申し訳ないのですが、特に積極的にこれ以上の必要がないということがなければ、これも検討課題として整備・充実ということで残したいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

具体的に、更にどういうところを充実させるとか、全体としてどういう規模にするとかということは、次のステップでの課題ですので、つまり、こういうものを施策の検討課題として残すかどうかという、今日はその判断をさせていただければ、一応の目的は達せられるということです。

特に積極的にその必要もないという御意見はありませんので、これもやはり常用漢字に関連する、これからの検討課題として必要だということで、残させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。（→ 委員会了承。）

それでは、ほぼ予定の時間になりましたので、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。お忙しいところ、長時間ありがとうございました。